

小施策評価シート (平成 27 年度実績評価)

施策コード	22	施策名	商業・サービス業の振興	
小施策コード	22-2	小施策名	ロジスティクス機能の充実	
小施策 主管課等コード	135000	小施策 主管課等名	経済企画課	
評価責任者名	後藤 敏弘		内線番号	3710
評価シート作成者名	高橋 博文		内線番号	3711

Step 1 小施策の全体像

小施策の概要等（構成事業は別紙ロジックモデルシートのとおり）

現状と課題	生鮮食品などの出荷団体や小売店などのニーズに対応した市場の役割が求められており、品揃えの充実と集荷力の向上を図るとともに、公正かつ迅速な取引を確保し、消費生活の安定を図っていく必要がある。
取組の方向性	生鮮食料品などを安定的に供給するため、出荷団体や小売店などとの連携を強化しながら、品揃えの充実と集荷力の向上を図り、活発な市場取引を推進する。
対象 <small>(誰(何)を対象として行うのか)</small>	流通業者
意図 <small>(対象をどのようにしたいのか)</small>	効率的なモノの流れが促進される

Step 2 成果指標の推移

(↑：数値を上げていくことを目標とする指標， ↓：数値を下げていくことを目標とする指標， →：数値を維持することを目標とする指標)

指標項目	単位	25年度 実績 (現状値)	27年度 実績	31年度 目標値	36年度 目標値
A 卸売・運輸・通信業者数(↑)	事業所	1,619	1,619	1,700	1,780
B 中央卸売市場年間取扱高(↑)	百万円	34,844	34,887	36,000	36,000
C	()				

Step 3 市民ニーズの把握

- ・ 農林水産省「食料需給表」によると、1人1年当たり品目別消費量は、野菜、魚介類は減少傾向、果実は横ばい、肉類は微増傾向にある。
- ・ 内閣府「平成20年度国民生活モニター調査結果」によると、消費者が生鮮食品を選択する際の基準は「新鮮さ」が第一となっており、続いて「安全性」、「価格」の順となっている。

Step 4 役割分担分析

1 各主体の役割の状況

		役割の内容	役割分担比率 (%)
各主体の 役割の状況	市	開設者として適正な市場取引の監督や市場施設の適切な維持管理、市場活性化等の計画などを策定・管理する。	45
	国・県・ 他自治体	中央卸売市場は国が指導監督している。	5
	市民・ NPO		
	企業・ その他	出荷団体や小売店などとの連携を強化しながら、品揃えの充実と集荷力の向上を図り、経営基盤を強化する。	50

2 今後の市の役割の比重の方向性とその理由

- 市の役割の比重を拡大していくことを検討する
- 現状維持（現在の市の役割の比重を維持する）
- 市の役割の比重を縮小していくことを検討する

（理由）

開設者としての市の役割は卸売市場法で規定されており、国の指導を受けつつ、場内業者と連携しながら業務を進めていく必要があるため、現状維持とするもの。

Step 5 成果・問題点の把握と改革改善案

1 成果の把握と要因分析及び課題の設定

(1) 小施策の中で成果をあげた点

水産物部では主力魚種の不漁などにより取扱高が減少したが、青果部の取扱高が伸びたため、全体で対前年比 0.9%の伸びとなった。

(2) 成果をあげた要因

主に干ばつ等の影響による野菜の単価高

(3) さらなる成果向上に向けて取り組むべき課題（課題がある場合に記載）

2 問題点の把握と原因分析及び課題の設定

(1) 小施策における現状の問題点

取扱高の減少傾向

(2) 現状の問題点が生じている原因

- ・ 少子高齢化・人口減少による食糧消費量の減少
- ・ 消費者ニーズの多様化
- ・ 国産農林水産物生産量の減少
- ・ 卸売市場経由率の低下

(3) 分析した原因を踏まえて取り組むべき課題

- ・ 産地や実需者のニーズへの対応
- ・ 市場の役割や生鮮食料品の魅力を発信することにより消費の拡大を図る。

3 改革改善案（上記 1 (3) 及び 2 (3) で設定した課題に対する具体の取組）

平成 32 年度を目標年度とする国の第 10 次卸売市場整備基本方針の公表を受けて、当市場としても平成 28 年度末を目途に新たな市場活性化ビジョンを策定作業中であり、策定後は、具体的な取組項目を掲げることとしているこのビジョンに基づき、場内業者と開設者が一体となって市場の活性化に取り組む。

Step 6 小施策と構成事業の関係性

1 小施策との結び付きが弱い、もしくは他の事業と重複していると考えられる事業

- ・ 青果・水産に係る許認可等事務事業
- ・ 盛岡中央市場冷蔵(柵)建設費償還補助金

2 1 で記載した事業についてその理由

- ・ 「青果・水産に係る許認可等事務事業」については、卸売市場法や盛岡市中央卸売市場業務規程などを定められており、必要な事務ではあるが、小施策の目指す成果に直接結びつくものではないため。

- ・ 「盛岡中央市場冷蔵(株)建設費償還補助金」の目指す成果は、経営の安定化であり、小施策の取組に間接的に結びつくものであるため。

3 1で記載した事業の今後の方向性（案）（縮小・廃止・統廃合等）

- ・ 「青果・水産に係る許認可等事務事業」については、継続して事務を執り行う。
- ・ 「盛岡中央市場冷蔵(株)建設費償還補助金」については、H30年度までの事業であり、同年度で廃止する。